

# 名張市における 子どもの相談・救済制度の現状と課題

檜 垣 博 子

## はじめに

いじめ、虐待、体罰など子どもたちを取り巻く状況はとて厳しくなっている。2006（平成18）年に「第3のピーク期」を迎えて以後いじめは若干減少傾向にあったが、昨今いじめ自殺が連続するなど、問題は一層深刻化してきているように見える。今年の9月11日に公表された文部科学省の「児童生徒の問題行動調査」では、昨年度中に全国で7万件を越す「いじめ」が確認された。小中高校生の自殺は25年ぶりに200人台に達し、国立と私立を統計に加えた過去6年間でも最多となった（朝日新聞2012年9月12日）。近頃では、大津市の中学2年生がいじめを苦にして自殺した事件に大きな注目が集まり、各地の自治体や学校がさまざまな「いじめ対策」に乗り出している。しかし、いじめや体罰、不登校や親による虐待といった子どもをめぐる人権問題は周囲の目につきにくいところで発生していることが多く、また、被害者である子ども自身も、その被害を外部に訴えるだけの力が未完成であったり、身近に適切に相談できなかったりする場合が少なくない。実際今回の文部科学省の調査でも「いじめられた児童生徒の相談状況」として「学級担任に相談」が約70%、その他「学級担任以外の教職員に相談」「養護教諭」「スクールカウンセラー」等に相談があったものの「誰にも相談していない」が8.8%を占めている。

深刻さを増す子どもの人権被害に対して、学校や日常生活の場で、いじめ等厳しい状況にある子どものSOSのサインや話を受け止めようと、文部科学省でも全国統一の「24時間いじめ相談ダイヤル」を設置し、子どもたちの悩みを受

け止めている。また、法務省人権擁護局でも「子どもの人権110番」を全国共通のフリーダイヤルで実施し、人権擁護事務担当職員及び人権擁護委員（子どもの人権専門委員）が受けている。また、都道府県や市町村等の教育委員会などでも教育相談の機関が設置されている。このように国、都道府県、市町村などさまざまな機関によって子どもの相談・救済がなされている。しかしながら、1998(平成10)年5月、国連子どもの権利委員会によって、児童の権利に関する条約の報告、審査が行われた時、日本政府に対して、これらの暴力に苦しむ子どもの救済制度の立ち遅れを指摘し、権利侵害の救済を目的としたオンブズパーソン制度の創設などが勧告されている。子ども条例に基づく、子どもの相談・救済に関する公的第三者機関は1998(平成10)年12月兵庫県川西市が子どもの人権オンブズパーソンを創設したのを皮切りに、子どもの相談・救済に関する個別条例、子どもの権利総合条例、子ども施策推進条例中に子どもの相談・救済制度を設置するよう明記され、県レベル、市町村レベルで設置されてきている。子ども条例に基づき、第三者機関として子どもの相談・救済機関を設置している自治体は2012(平成24)年9月26日現在で18、第三者機関としての設置ではないが、システムとして相談・救済をもっている自治体は3である。さらには東京都世田谷区をはじめ多くの自治体が検討を進めている<sup>1)</sup>。

三重県名張市でも2006(平成18)年3月に子ども条例を制定し、町をあげて子どもを大切に、その人権を尊重していくことを謳っている。その条例の14条では子どもの「権利侵害の禁止」を、15条では「権利の侵害等からの救済及びその回復」を謳い、16条では権利救済のための機関として市長の附属機関として「子どもの権利救済委員会」を設置することとした。

本論文では、設置後6年を迎えた名張市での子どもの権利・救済への取り組みの現状とその課題について明らかにしたい。

## 1 名張市子ども条例と子どもの相談・救済制度

近年、社会問題として大きな注目を集めるようになった児童虐待やいじめ、不登校等についてはその原因が極めて幅広い分野に及ぶことから、その対応は子どもに関する施策だけではなく社会、教育等幅広い分野が連携して取り組む

ことが求められている。国においては内閣府が青少年育成推進会議等を通じて関係省庁と連絡をはかり、調整を行っていたものの地方自治体においては子どもの権利に関わる施策を総合的に推進するためのよりどころとなるものがないのが実情であった。このような中、現代社会に生きる子どもたちの厳しい現状を憂えた議員の有志たちがすでに川崎市等で成立していた子ども条例の影響を受け、どのように子どもを支えていけばよいかという問題意識から名張市においても子ども条例を制定すべきとの意見がだされた。2003(平成15)年以来、議員有志が会派を超えて勉強会を立ち上げ、議論を重ね、条例案をまとめあげた。その後、議員全員の意見交換会を経て、2006(平成18)年3月名張市議会の総意として議案が提出され、可決された。条例案の作成過程において、議員有志による当初案では子どもの権利救済に目的を絞った条例となっていたが、他の議員も入った議論の結果、子ども施策の総合的な指針となるようにすべきとして「子どもの権利保障(救済)」と「子どもの健全育成」の二つを柱とした総合条例として提出された<sup>2)</sup>。

「子どもの権利保障(救済)」については子ども条例16条第1項の規定に基づき市長の附属機関として「子ども権利救済委員会」が設置された。2007(平成19)年7月には弁護士、元保護司、大学教授(=筆者)の3名が子どもの権利救済委員に委嘱されるなど、子どもの権利救済に向けて体制が整えられた。

「名張市子ども条例」第16条第2項では「何人も、子どもの権利に関する事項について、救済委員会に相談し、又は救済を申し立てることができる」、第3項では「救済委員会は、前項による相談を受けたとき又は救済の申し立てを受理したときは、規則の定めるところにより、事案の調査及び審議を行うものとする」、第4項「救済委員会は必要があると認めるときは、関係機関に対し、説明を求め、又は書類その他の公開を求めることができる」、(第5項——略——)第6項「救済委員会は、調査及び審議の結果、必要があると認めるときは、関係機関及び関係者に対して、助言又は是正の要望等を行うことができる」などとして子どもの権利救済のための体制が整えられている。また、名張市子どもの権利救済委員会規則第10条では「権利救済委員会の職務を補助し、子どもの権利の侵害に係る相談又は救済の申し立てに応じるため、名張市子ども相談室

を置く」となっており、2007(平成19)年4月に既設の家庭児童相談室に権利救済の窓口として子ども相談室が開設され相談員1名が配置された。

## 2 名張市における子どもの権利と保障

### 〈子ども相談室における相談・調整活動〉<sup>3)</sup>

名張市子ども相談室は市総合センターの2階に家庭児童相談室、女性相談室、障害者虐待防止センターなどとともに設けられ、子ども相談員2名が配置されている<sup>4)</sup>。開室日時は祝・土・日・年末年始を除く月曜から金曜の午前8時30分から午後5時15分である。

- ① 相談延べ件数 子ども相談室の開設に際してパンフレットやカードなどによって広報されたが、開設当初の3ヶ月間は全く相談がなかった。しかし、その後徐々に相談件数が増加し、2007(平成19)年度の延べ相談数は100件にのぼった。2007(平成19)年度から2011(平成23)年度までの相談延べ件数の推移を図1に示す。相

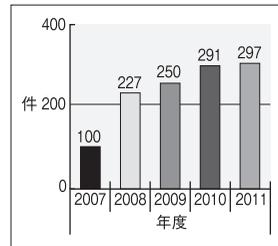


図1 相談のべ件数の推移

談延べ件数は年々増加し、2011(平成23)年度には297件となっている。そのうちの半数以上が継続ケースである。

- ② 相談者 相談者の推移を図2に示す。2009(平成21)年度を除くと子ども本人からの相談が最も多く半数以上を占める。次いで家族や親戚からの相談が多く、2010(平成22)年度、2011(平成23)年度とおおよそ30%を占めている。残りは市役所など関係機関や学校からの相談となっている。子ども本人からの相談を学齢別にみると図3のとおりである。中学生からの相談が圧倒的に多かったが、2011(平成23)年度に関して言えば、高校生以上が半数以上を占める結果になっている。理由として継続ケースが多いため、相談者が高学齢化してきたことが考えられる。

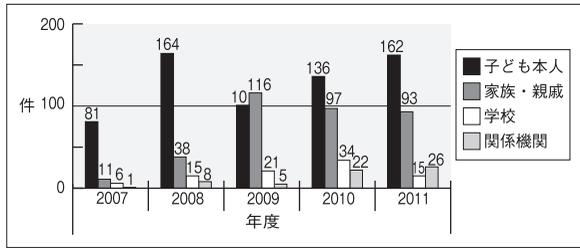


図2 相談者の推移

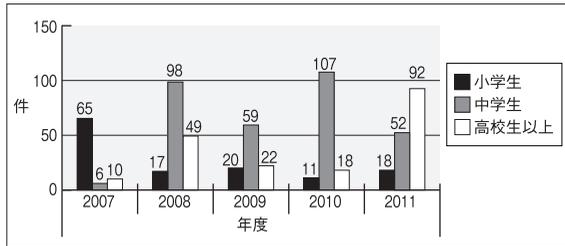


図3 子どもの相談者内訳

- ③ 相談形態 相談形態の推移を図4に示す。なお、集計の方法が異なるので2007(平成19)年度のものとは省いた。電話による相談が最も多いが、自宅への訪問や来所によるもの、学校訪問などとなっている。当初は電話による相談であっても基本的には来所して面談することを促しているが、どうしても相談室に来れない子どものために、学校や保護者の同意を得て学校や家庭を訪問するケースが増加してきている。名張市は交通の便が悪く、市街地にある子ども相談室に通うには時間と費用を要するため、相談員自らが家庭訪問す

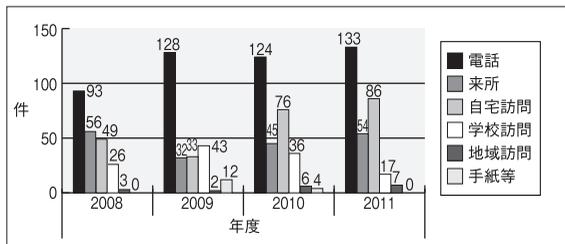


図4 相談形態

るケース、経済的理由によって来所が困難なケース、不登校によるものなど、さまざまな理由から来所が困難なケースが増加してきている。

- ④ 相談内容 相談内容の推移を図5に示す。なお、集計の方法が異なるので2007(平成19)、2008(平成20)年度のものは省いた。2009(平成21)年度は第1位精神的問題、第2位不登校、3位その他となっている。2010(平成22)年度は第1位が退学や進路変更などの進路問題、第2位が精神的問題、第3位その他となっている。2011(平成23)年度も第1位が精神的問題、第2位がその他、第3位学習など学校生活上の悩みとなっている。いずれの年度においても精神的問題が1位にあがってきているが、思春期にリストカットや抑うつなど深刻な問題を抱えているケースが多い。その他としてあげられているものの中には地域での問題や虐待相談受付後の子どもの見守りや支援が含まれている<sup>5)</sup>。その他、虐待、万引きなどの非行、いじめ、子育ての悩み、教師の指導上の問題、家族関係など家庭生活の悩みなどである。2011(平成23)年度について相談内容を学齢別にさらに詳しく見ていくと(図6)、未就学児については子どもの発達や障害、性格、子育てに関する相談が主なものであった。

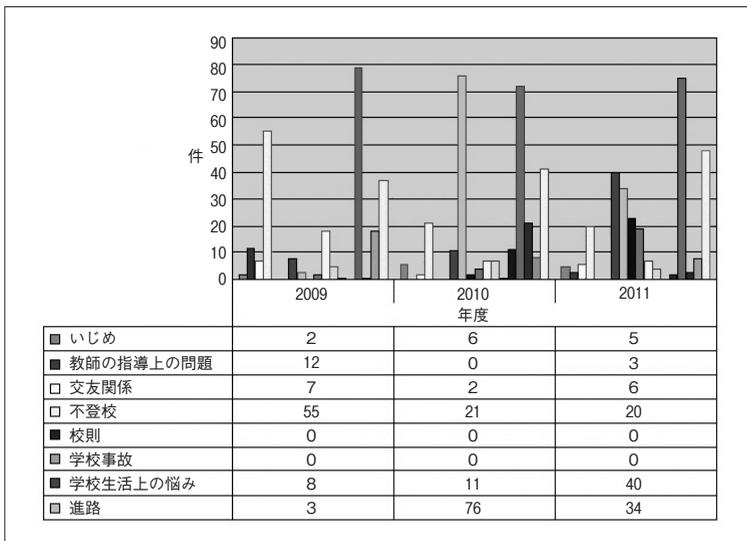


図5 相談内容の推移

小学生については万引きなど非行問題，DVによる情緒不安定など精神的問題，教師の指導が厳しい，言い方がきつい，など教師の指導上の問題が主なものである。中学生では精神的問題，不登校，進路，虐待の相談が主なものであった。リストカットや無気力，対人恐怖など精神的な問題から学校生活や家庭生活が困難になってきている中学生の相談が増えている。本人の精神的な安定のため定期的な面談が続けられ，必要に応じて心理検査や専門家が紹介されている。高校生では進路，学習などの学校生活上の問題，その他，虐待などとなっている。家族からの暴言・暴力やネグレクトといった相談内容で，現在も児童相談所と連携をしながら注意深く見守りが続けられている。子ども本人の相談では，本人の話をゆっくりと時間をかけて傾聴し，本人の思いに寄り添いつつ，エンパワーメントすることで解決できるよう支援がなされている。しかし，中学生・高校生以上になると家族関係や経済的問題など子ども本人にとどまらない複雑なケースが増加し，本人との面談によるエンパワーメントだけではなく，児童相談所や家庭児童相談室など他機関との連携が必要なケースも増加している。

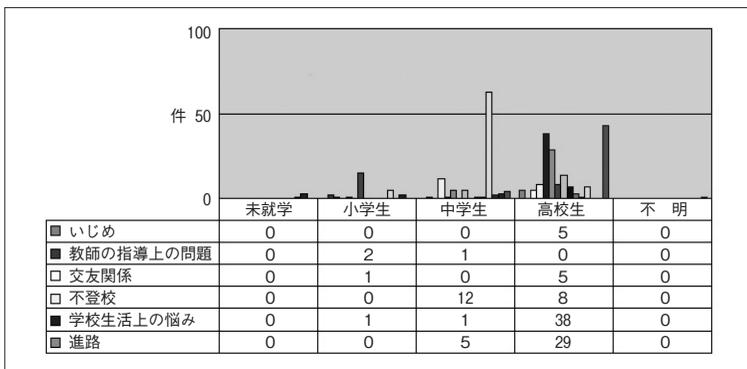


図6 学齢別相談内容

### 〈救済の申し立ての状況〉

2007（平成19）年に「子ども権利救済委員会」が設置されて以来，2009（平成21）年に救済の申し立てが1件あった。子どもの権利救済委員会で申し立ての内容の審査を行い，調査した結果，調査継続が相当でないと判断し，調査を

中止し、保護者と学校との間で調整活動を行った。その後、2010(平成22)年度から2011(平成23)年度まで救済の申し立てはなかった。

#### 〈関係機関との連携〉

市内には子ども相談室を含めて、教育委員会関係、警察関係など子どもに関わる相談窓口が7ヶ所開設されているが、それぞれの特性を生かして連携をするため月1回の連絡会が開催されている。また、年間6回開催されている名張市校外生徒指導連絡協議会にも参加し、子どもや保護者の実態が定期的に報告されている。このように関係機関と連携をすることで、情報共有が図られ、お互いの特性を生かしつつも、方向性を確認しあいながら支援することが可能になっている。また、連絡協議会をもつことで、より専門性の高い機関にケースをつなぐことが容易になり、大きな問題になる前に対応することが可能になっている。また、子ども相談員が「名張市少年サポートふれあい隊」に所属し、夕方から夜にかけてのパトロールによって直接青少年とふれあう活動にも参加している。

#### 〈子どもの権利の普及～広報・啓発活動～〉

子ども相談室の開設にあたって、市内全部の小学校・中学校・高等学校に相談室のカードが配布された。その後は毎年小学校新1年生全員に子ども条例のリーフレットと相談室のカードが配布されている。また、昨年度は再度市内の全小・中学校の児童生徒に相談室のカードが配布された。子ども相談室開設直後の2008(平成20)年には相談員が市内全部の小学校・高等学校を訪問し、子ども相談室について管理職に対して説明が行われた。また、市内13の小学校では集会などに参加し、子ども相談室について相談員から児童に直接説明がされた。2011(平成23)年には新しくできた子ども条例啓発用パンフレットが小学校4年生から中学校3年生の児童生徒全員、教職員、関係機関に配布された。その他、子ども相談室の見学、小学校の人権学習においてゲストティーチャーとしてワークショップ形式での学習、市の広報誌への掲載、ホームページに子ども条例子ども版の公開、子ども向け情報誌での子ども相談室の紹介、人権コンサートや子どもフェスタなどでのポスター展示・リーフレット、啓発グッズの配布など子ども相談室相談員が中心になり、さまざまな方法によって子ども

達への広報・啓発活動が展開されている。また、保育所・幼稚園の職員や市の健康福祉部職員研修など市職員対象の条例や子どもの権利に関する講演や講座の実施、小学校PTAや民生委員児童委員協議会連合会児童部会の研修など市民など対象の研修会などにおいても子ども相談室相談員が中心になって子どもの権利や子ども条例、子ども相談室などについて積極的な広報、啓発活動が展開されている。

### 3 これからの取り組みと課題

#### ①個別救済

相談業務の中心は相談・調整活動である。いじめや教師の指導上の問題など学校で生じるさまざまな問題については現在は子ども相談での相談件数はそれほど多いとは言えず、教育委員会や教育研究所を窓口として相談されているケースも存在する。教育研究所は、子どもや保護者に対する専門的援助機関であり、保護者、学校に対し、中立的な立場で相談に応じるものである。しかし、中立的な機関であるということから、相談者に寄り添うことができなかつたり、教育委員会所属の機関であるということから、当事者性を持ったりすることがあり、ケースによっては、相談に対する解決が困難な場合がある。また、保護者と学校、あるいは教育委員会との間で肝心の子どもの気持ちがおきざりにされ、双方の間にはさまって子どもが苦しんでいるケースもあると聞く。子どもの相談・救済の制度においては常に子どもの最善の利益が確保できるシステムになっているかどうか問われるが、この点、子ども相談の場合は子ども自身の思いや訴えに添って解決の方法が目指されていくのでその過程自体が子どもの最善の利益を保障し、子どものエンパワーメントにつながっていく。また、第三者性、中立性をもって調整をはかっていくので当事者間の緊張を緩め、対話を促進していくことでより問題の解決をはかりやすくする。そういった子どもからの直接の相談に関してはカウンセリング的活動を行うなかで、傷ついたり、苦しんだりしている子どもたちの訴えにしっかりと耳を傾け、受容し、共感することが支援の出発点となる。また、子どものつらい気持ちを受容するばかりではなく、その子ども自身の問題を解決しようとする力に注目し、それ

を支え、エンパワーメントしていくことが支援の重要な原則である。カウンセリング的な活動だけでは問題が解決せず、子ども自身が周囲に対して何らかの働きかけを望んでいる場合は子どもの気持ちや考えを代弁するようなアドボカシー的活動を行う。さらに教師と子どもとの関係や子ども同士の関係などがこじれてしまって敵対的になっている場合などに、あくまで相談者である子ども自身の最善の利益をはかりつつ関係を調整することが求められる<sup>6)</sup>。名張市子ども相談室では相談員の人的要素が十分に反映され、子どもや保護者、学校など関係機関と好ましい関係を築き上げ、相談・調整活動にそれなりに成果をあげてきていると考えられる。しかし、当事者である子どもの最善の利益を図るためには、権利擁護委員それぞれの専門分野を生かし、必要な取り組み課題の整理、案件の対応や方向性について多様で多元的な観点から検討していくことが必要であろう。

子ども相談室の開設の時間についても、土曜日や夜間など子どものかけやすい時間帯に開設されることも検討される必要があるだろう。また、一回の電話による相談時間の平均が40分で比較的長時間であることを思えば、子どもに金銭上の負担が無く、気兼ねなく電話がかけられるように早急にフリーダイヤル化が実現されるべきである。

## ②制度への改善・評価、監視（モニター）

子どもの権利のための公的第三者機関には、個別救済の活動を軸に子どもの権利にかかわる、監視（モニタリング）、制度改善提言、教育・啓発といった相互に関連しあう機能が求められる<sup>7)</sup>。権利救済のための申し立ては2009（平成21）年の1件のみである。現在までのところ、学校や教師等に対して不満はもっていても、住所や氏名を明記しての申し立てには抵抗感もあり、大抵の場合は子どもや保護者がやれそうなことの助言を受けて問題解決にいたるケースが多い。しかしながら、この点については制度についての広報が未だ不十分で、市民の理解が十分ではないことが考えられる。今後より一層の広報活動を進めていく必要があるだろう。

名張市では子ども相談室を中心に個別救済が図られてきているが、権利救済

委員会は現在のところは必要に応じ随時開催となっており、十分に機能しているとは言いがたい状況である。権利救済委員会が定期的開催され研究協議等がもたれるとともに、権利救済委員自らが子どもに直接出会い、子どもの声を受け止め、関係者に代弁し、関係をつないで解決を図る、また、子どもの権利の侵害について独自に情報を入手するなど、さまざまな案件に積極的に関与していくことが必要であろう。そうした活動を通して、関係機関への調査権限、勧告・意見表明の権限、立法、法改正や政策提言など、条例に基づく公的、第三者的な権利救済機関としての積極的な機能が十分に発揮していくことが求められる。そして、こうしたことが可能になるような制度面、財政面での充実が図られていくことが望まれる。

### ③教育・啓発

子ども相談室についてはカードやリーフレット、パンフレットを配布し、相談員が直接学校に出向いて説明するなどして、広報活動に努めてきており、その成果もあって相談数は年々増加している。また、子どもからの直接の相談だけでなく、保護者や学校、関連機関などからの相談も徐々に増えてきている。相談件数が増加してきているとはいうものの、相談室がどの程度子どもたちや保護者に認知されているかという点とまだまだ周知徹底されているとは言いがたい状況にあり<sup>8)</sup>、子どもたちや保護者、市民に向けて、今後より一層の広報活動に努めていく必要がある。権利救済制度そのものに対する教育・啓発と同時に、子どもたちや周囲の大人たちが自他の権利を尊重し、いじめや体罰、虐待などがなくなるよう、学校における人権教育の徹底、そのための教育委員会との連携、市民へのさらなる啓発に努めていかなければならない。

### おわりに

子どもにとって居場所があること、一緒に遊んだり、話し合ったりできる仲間がいること、気持ちをわかってくれる大人が身近にいることは健全な育ちにとってとても大切なことである。しかしながら、よく「サンマが無い」と言われるように、今日の子どもたちからは、彼らが豊かに育つための時間的・空間的

な余裕やゆとり、仲間などが失われてしまっている。人間関係については、現代を生きる子どもたちが直面する課題として、喜多明人は子どもの“自己肯定感の低下”と“人間関係不全”を挙げている。虐待問題に象徴される、子どもにとって最愛の人間であるはずの親による子どもの受容拒否、いじめなど子ども同士の関係不全、体罰や学級崩壊など学校における大人（教師）と子どもとの関係不全など、子どもを取り巻きさまざまな領域で人間関係の不全が生じており、基本的な人間関係をつくることの困難を抱えた子どもが増加しているという<sup>9)</sup>。また、2007年のユニセフ調査によれば、「孤独を感じる」と回答した子どもが3割を占めている。（諸外国は1割前後）<sup>10)</sup>。

子どもを取り巻くこのような深刻な状況から考えれば、子どもが安心していられる場所や悩みを相談できる場所や窓口が社会のあちこちに準備されていることの必要性や重要性は言うまでもない。条例に基づく公的第三者機関である子どもの権利擁護委員会はこれらの相談機関の機能にリーガル（法的）支援機能を加える形で、ローカルレベルで子どもを総合的に支える役割を果たしている<sup>11)</sup>。川西市のオンブズパーソンに支援を受けた子どもたちに対して聞き取りという追跡調査を実施した浜田の報告によれば、子どもの気持ちがいかりと受け止められ、信頼と安心感の中から対話生まれ、対話の中から問題解決のパワーが生まれる、という。また、子どもは、自分が問題解決の主人公であると実感できたときに、子どもの権利救済・回復はより積極的に進むと報告している。そして、被害を受けた子どもが最終的に救済申し立てや勧告・意見表明という選択肢を選ばなかったとしても、相談者にとって最終的には救済や勧告を選択することが保障されていること、つまり、法制度（条例）の枠組みの中で支援活動が実施されることが、相談者の問題解決への主体性を高めることにつながったのではないかと推察している<sup>12)</sup>。

このように、子どもの相談・救済機関が社会のあちこちで多様に展開され、専門的な訓練を受けた大人（市民）と繋がり、救済がはかられていくことは望ましいことである。それと同時に、もっともっと子どもたちの身近なところで子どもたちが安心して遊んだり、くつろいだりできる場所があり、子どもに対する大人の理解者が増え、必要なときに手を差し伸べていけるよう、多くの大

人たちが子ども中心の価値観を共有しつつ繋がっていく必要があると思われる。

名張市においては議員立法によって子ども条例が成立した経緯があり、行政や市民の条例への理解や対応が不十分なままに、条例に基づくさまざまな事業がスタートしたところがある。今後どのように条例を生かしていくか、行政やわれわれ市民に対して問われているところである。

**謝辞** お忙しい中インタビューに答えてくださった名張市子ども相談室の山本貴美恵さん、新谷美貴さんに心から御礼申し上げます。

## 註

- 1) 「子どもの相談・救済に関する関係者会議」（2012（平成24年）9月28日 於中目黒GTホール）配布資料より
- 2) 大西哲「子どもがかがやくまちづくり～名張市子ども条例の取り組みから～」人権・同和教育センター  
<http://www.pref.mie.jp/DOKYOC/HP/news/nabari/index.htm>
- 3) 川西市などオンブズパーソン制度の先進地においては条例運営の重要事項について話し合うオンブズパーソン会議が年数回、その他に個々の事例に関する研究協議が毎週行われオンブズパーソンが参加している。名張市においては子どもの権利救済委員会の開催は不定期で随時開催となっている。開催状況は2007年度1回、2008年度3回、2009年度6回、2011年度1回であった。会議の内容は子ども相談室の活動状況の報告、ケース検討、申し立て内容の審査・調査などである。このように、名張市においては実質的には子ども相談室が中心になって相談、調整活動が行われている。
- 4) 当初は家庭児童相談全般が家庭児童相談室によって担われていたが、子ども相談室が開設されて以来、主として子ども本人からの相談は子ども相談室、保護者からの相談は家庭児童相談室と一応の住み分けがなされている。2011(平成23)年度における名張市家庭児童相談室の相談件数は204件であり、うち70件が虐待相談となっている。なお、相談件数の増加を受け、子ども相談員は2012（平成24）年10月から1名増員されている。

- 5) 地域の保護者からの子育て環境に対する苦情や名張市要保護児童対策地域協議会のケース検討会議により、見守りが必要とされたケースへの対応などが含まれる。
- 6) このような支援のあり方を 堀は「条例によって与えられた権限を背景とした「子どもの人権ソーシャルワーク」」と捉えている。(堀正嗣「子どもの人権ソーシャルワークとしての活動」喜多明人・吉田恒雄・荒牧重人・黒岩哲彦編「子どもオンブズパーソンー子どものSOSを受け止めてー」日本評論社 2001 pp.26-32)
- 7) 吉永省三「公的第三者機関の意義と役割」荒牧重人・吉永省三・吉田恒雄・半田勝久編「子ども支援の相談・救済ー子どもが安心して相談できる仕組みと活動ー」日本評論社 2008 p.62
- 8) 名張市健康福祉部子育て支援室が2011(平成23)年8月に市内小中学校の児童生徒、保護者、教職員、市役所職員合計4,693件に対して行った「子どもの権利に関するアンケート調査」によると「子どもが困った時に相談できる「子ども相談室」があることを知っていますか」との質問に対して「知っている」と回答した者の割合は小学校2年生19.7%、5年生50.8%、中学2年生43.7%、保護者59.9%、教職員84.4%、市役所職員64.9%であった。また、「今までに、あなたはいじめを受けたことがありますか」との質問に「ある」と回答した者に対して「そのことを解決するためにだれかに相談しましたか」と聞いたところ、「家族やきょうだい」「友達・先輩」「学校の先生」の回答が多く、「子ども相談室」は小学校2年生1.6%、5年生0.2%、中学2年生0.3%であった。同じ質問に対し、「だれにも相談しない」は小学校2年生6.4%、5年生23.3%、中学2年生23.2%となっていた。学年が上がるにつれて2割以上の子どもたちがいじめを受けても誰にも相談しないでいることがわかる。
- 9) 2012(平成24)年2月11日に名張市武道交流館で行われた早稲田大学教授喜多明人さんの子ども条例啓発講演会「子どもの権利ってなあに？」における発言から
- 10) ユニセフ イノチェンティ研究所 2007年 研究報告書7「子どもたちの

貧困の現状と見通し：豊かな国々の子どもたちの福祉に関する概観 第6章 若い人々の幸福に関する自己評価」

<http://www.unicef.org/media/files/ChildPovertyReport.pdf>

- 11) 浜田進士「川西市子どもの人権オンブズパーソン制度の検証」荒牧重人・吉永省三・吉田恒雄・半田勝久編「子ども支援の相談・救済—子どもが安心して相談できる仕組みと活動—」日本評論社 2008 p.43
- 12) 同上 pp.38-43

### 参考文献

- ・川西市子どもの人権オンブズパーソン 「子どもオンブズレポート 2011」
- ・「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2012実行委員会「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2012報告資料集
- ・西東京市子どもの権利条例策定委員会「西東京市の子どもに関する相談機関の現状と課題（中間報告）」平成21年1月13日